

沖縄県令和5年台風第6号災害義援金募集要綱（第1版）

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

1 趣旨

令和5年7月31日から8月6日にかけて沖縄地方に襲来した台風第6号によって人的被害及び家屋の損壊、浸水など多大な被害が発生し、県内34市町村に災害救助法が適用されました。

沖縄県共同募金会（以下「本会」という。）では、台風第6号で被災された方々を支援するため、義援金を募集します。

2 義援金の名称

沖縄県令和5年台風第6号災害義援金

3 受付期間

令和5年9月5日（火）から令和5年11月30日（木）まで

4 義援金の受付

【振込先①】

| 金融機関 | 支店名 | 店番 | 種類 | 口座番号 |
|---|------|-----|----|---------|
| 琉球銀行 | 石嶺支店 | 323 | 普通 | 335408 |
| 沖縄銀行 | 石嶺支店 | 143 | 普通 | 1412281 |
| 沖縄海邦銀行 | 汀良支店 | 28 | 普通 | 187945 |
| 沖縄県農業協同組合 | 首里支店 | 401 | 普通 | 21623 |
| コザ信用金庫 | 安里支店 | 19 | 普通 | 143843 |
| 【口座名義】（福）沖縄県共同募金会 会長 湧川昌秀 フクノキナワケンキョウトウボノキンカイ カイチャウ ワカガワマサヒデ | | | | |

【振込先②】

| 金融機関 | 口座記号番号 | 口座名義 |
|------------------------------------|----------------|-------------------|
| ゆうちょ銀行 | 00990-1-335960 | 沖縄県共同募金会台風6号災害義援金 |
| 窓口で「料金免除口座への寄付金（義援金）の払込み」とお伝えください。 | | |

※各金融機関の本・支店窓口での振込手数料は免除申請中

※上記以外の金融機関から送金する場合、振込手数料が必要です。

※ATM、インターネットバンキングを利用しての振込は手数料が必要です。

5 義援金の配分

義援金は、沖縄県、沖縄県共同募金会、日本赤十字社沖縄県支部等で構成される「沖縄県令和5年台風第6号災害義援金配分委員会」で協議し、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、確定申告における税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関窓口で受け取る「払込金受取書・払込受付書」又は「振替払込請求書兼受領書」（ゆうちょ銀行）に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

また、都道府県共同募金会、県内市町村共同募金委員会（支会・分会）、県内新聞社の受付分について、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙1「沖縄県令和5年台風第6号災害義援金」領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ本会へお送りください。後日、名簿に記載された送付先に領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受け入れとし、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行します。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター西棟 4階

TEL 098-882-4353 FAX 098-882-4270

E-mail : akaihane@okishakyo.or.jp